

2021年11月22日

各 位

公益社団法人 全日本病院協会

会 長 猪口 雄二

救急・防災委員会

委員長 加納 繁照

## 「改正救急救命士法施行に伴う必須項目講義」eラーニング研修

### 配信の案内（2021年11月22日～）

平素は、本会事業活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年9月30日 医政地発0930第1号にて発出された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行（救急救命士法関係）に伴う関係通知の改正等について」において、病院に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院に到着し当該病院に入院するまでの間、救急救命処置を行うことが可能、と改正されました。

救急救命士法により定められた救急救命士が実施可能な救急救命処置の院内での実施には、予め一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会が作成したガイドラインを参考にした必須項目の研修を受けなければならない、とされております。

※ガイドライン等の詳細は、別紙1をご参照ください。

つきまして当協会では、ガイドラインに定められた必須項目講義を2021年11月22日（月）よりeラーニングで配信いたします。

今回ご案内するeラーニングを受講した方には、受講したことを証明する「修了証」を授与いたします。なお、実施可能となる救急救命処置の範囲は別紙1をご確認ください。

各医療機関におかれましては、業務ご繁忙中のことと拝察いたしますが、関係者の受講につき、格段のご高配を賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 主 催：公益社団法人 全日本病院協会

2. 運 営：ヴェクソンインターナショナル株式会社

3. 受講料：（1施設あたり）会 員：55,000円（税込）（1年間有効）

非会員：77,000円（税込）（1年間有効）

※同一施設であれば、ID数無制限で何名でも受講可能。

4. 配信期間：2021年11月22日（月）10時より配信予定

※配信終了期間は未定。

5. プログラム 合計120分（オリエンテーション除く）

No.	講義名		講義時間	講師名（敬称略）
-	オリエンテーション		2分	全日本病院協会 救急・防災委員会 大桃 丈知
1	チーム医療		30分	全日本病院協会 救急・防災委員会 大桃 丈知
2	医療安全	薬剤	25分	医療法人社団直和会 平成立石病院 薬剤師 池田 勸
		血液製剤の使用	20分	医療法人社団直和会 平成立石病院 検査科 若佐 直美
		医療安全	15分	医療法人社団直和会 平成立石病院 整形外科 林 励治
3	感染対策		15分	医療法人社団直和会 平成立石病院 二階堂 寿子様
4	適切な救急救命処置の実施と 救急救命士に求められる役割		15分	全日本病院協会 救急・防災委員会 大桃 丈知

【注意事項】

- eラーニング研修ですので、どの順番で視聴していただいても構いません。
- テキストはダウンロード形式となります。画面にも投影されますが、講義画面の右側にある「テキストをダウンロードする」をクリックすることでダウンロードできます。
- No.1～4の講義を視聴すると修了証がダウンロードできますので、忘れずダウンロードしてください。
- eラーニングの操作及び修了証のダウンロードについては「使い方マニュアル」をご参照ください。「使い方マニュアル」はログイン後のおしらせの欄にあります。

## 6. 申込方法

- ① S-QUE研究会 (<https://s-que.net/apply/paramedic/>) にアクセスして下さい。
- ② 本研修のお申込み画面をお開き下さい。
- ③ お申込みフォームより必要事項を入力し送信してください。  
※送信後、入力したメールアドレスへ自動返信メールが届きますので、PCからのメールを受信できるアドレスを記入してください。
- ④ 2営業日以内に登録用紙とID登録用フォーマットをメールで送信します。資料に記載の案内に従い、入力したものをメールに添付して返信してください。
- ⑤ ID登録完了後、eラーニングのアカウントをメールで送付します。
- ⑥ 受講料はご利用開始を希望した月の末日に、担当者へ送付する請求書に基づき決済手続きをお願いします。

## 7. 受講の流れ

- ① eラーニング (<https://99.s-que.jp/>) にアクセスし、自分のアカウントでログインして講義を視聴してください。  
※S-QUE研究会 (<https://s-que.net/>) のホームページからもログインできます。
- ② すべてのプログラムを受講修了したら、忘れずに「修了証」を各自のパソコン・プリンターから発行してください。  
※1年間契約の場合は、1年間の受講期限を過ぎると「修了証」は発行できなくなります。

### 【問合先】

公益社団法人 全日本病院協会 救急・防災担当：松村・向井  
〒101-8378  
東京都千代田区神田猿樂町2丁目8-8 住友不動産猿樂町ビル7F  
E-mail : [kyuubou@ajha.or.jp](mailto:kyuubou@ajha.or.jp)

## 「改正救急救命士法施行に伴う必須項目講義」eラーニング研修

### 受講にあたっての注意事項 ※必ずご確認ください。

本研修を受講することで、**病院に到着し入院するまで**実施可能となる救急救命処置行為は、33項目のうち、「①医師の包括的な指示」である28項目で「②医師の具体的指示（特定行為）」については、現時点では都道府県MC協議会の認定を受けていることが必要とされています。（令和3年11月1日現在）

①医師の包括的な指示 ※本eラーニング研修の受講で実施可能な28項目			
1	精神科領域の処置	15	特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
2	小児科領域の処置	16	口腔内の吸引
3	産婦人科領域の処置	17	経口エアウェイによる気道確保
4	自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与	18	バッグマスクによる人工呼吸
5	血糖測定器（自己検査用グルコース測定器）を用いた血糖測定	19	酸素吸入器による酸素投与
6	気管内チューブを通じた気管吸引	20	自動体外式除細動器による除細動
7	聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取	21	用手法による気道確保
8	血圧計の使用による血圧の測定	22	胸骨圧迫
9	心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送	23	呼気吹込み法による人工呼吸
10	鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去	24	圧迫止血
11	経鼻エアウェイによる気道確保	25	骨折の固定
12	パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定	26	ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去
13	ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定	27	体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
14	自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ	28	必要な体位の維持、安静の維持、保温
②医師の具体的指示（特定行為）※都道府県MC協議会の認定が必要な5項目			
29	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液	32	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液
30	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保	33	低血糖傷病者へのブドウ糖溶液の投与
31	エピネフリンの投与		

【参考】「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行（救急救命士法関係）に伴う関係通知の改正等について」

URL: [https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/pdf/2021/211004\\_6.pdf](https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/pdf/2021/211004_6.pdf)

ガイドラインは上記URLの別添2または、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会のホームページご参照ください。

## 「改正救急救命士法施行に伴う必須項目講義」eラーニング研修

### Q&A

①今回の救急救命士法が改正されたことで何ができるようになったのですか。

⇒一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会が作成したガイドラインに定められた研修を行うことで、救急救命処置のうち医師の包括的な指示に基づく28項目を病院に到着し、入院するまでの間、実施が可能となります。

②この研修は全ての救急救命士が受講しないとイケないのか。

⇒院内で医師の包括的な指示に基づく28項目を実施する場合は、受ける必要があります。

③このeラーニング研修の研修内容は、医師の包括的な指示である28項目ですか。

⇒ガイドラインに定められている受講要件は、「チーム医療」「医療安全」「感染対策」が必須とされ、「適切な救急救命処置の実施と救急救命士に求められる役割」が望ましい研修になります。

詳細は開催案内「5.プログラム」をご参照ください。

④このeラーニング研修にテストはあるのか。また、修了証に有効期限はあるのか。

⇒どちらもありません。

⑤医師の具体的指示に基づく救急救命処置（いわゆる特定行為・5項目）はこのeラーニング研修を受けると実施できるのか。

⇒実施できません。現時点では、勤務先の医療機関が所在する都道府県MC協議会の認定が必要となります。

⑥MC協議会の認定はどのように申請したら良いのか。

⇒現時点では詳細が決まっておりません。都道府県のMC協議会にお問い合わせください。

⑦この研修を受講しないと救急救命士の資格を失効してしまうのか。

⇒救急救命士資格は、国家試験に合格して得た国家資格ですので失効しません。あくまでも院内で医師の包括的な指示に基づく救急救命処置28項目を実施するために受講する必要のある研修です。